

愛媛県知事選挙

投票所入場券

各家庭にハガキで郵送(11月2日(金)～発送予定)します。1人1枚の入場券です。氏名・投票所・投票時間などを確認して、持参してください。

- ▶ 選挙人名簿に登録されている人は、ハガキが手元に無い場合でも、申し出れば投票できます。
- ▶ 紛失した場合、投票所で再交付ができます。

期日前投票

投票日当日に投票所に行くことができない場合は、期日前投票ができます。

【持参物】投票所入場券(届いている人)

※投票所入場券の裏面に「期日前投票用の宣誓書」を印刷しています。

- ▶ 宣誓書に必要事項を記入して持参すると、受付が早く済みます。
- ▶ 市内8カ所で期日前投票ができますが、投票できる人や投票時間などが違います。

※投票所入場券が無くても投票できます。

投票所	対象	取扱期間
市役所 801会議室	市内全域	11月2日(金)～17日(出) 午前8時30分～ 午後8時
吉田公民館		
三間公民館		
岩松公民館		
宇和海支所	遊子・下波地区	11月12日(月)～16日(金) 午前8時30分～ 午後5時
蔦淵出張所	蔦淵地区	
戸島出張所	戸島地区	
日振島出張所	日振島地区	

点字投票・代理投票

目やからだの不自由な人など自分で書くことができない人は、投票所で申し出てください。点字投票・代理投票ができます。投票の秘密は守られます。

転入・転出した人の投票

【転入】

- ▶ 平成30年7月31日以前に宇和島市に転入届出をした人は、投票できます。
- ▶ 平成30年8月1日以後に宇和島市に転入届出をした人は、投票できません。ただし、県内から転入し、引き続き県内に住むことの確認を受けた人またはその証明書の交付を受けた人は、元の名簿登録地で投票ができます。

【転出】

- ▶ 県外へ転出した人は投票できません。
- ▶ 県内へ平成30年7月18日以降に転出し、平成30年8月1日以後に転入届出をした場合で、引き続き県内に住むことの確認を受けた人またはその証明書の交付を受けた人は、宇和島市で投票ができます。

郵便による不在者投票

重度の障がいがあり、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人は、郵便により在宅で不在者投票ができます。詳しくは、お問い合わせください。

前回投票所からの変更

【宇和島地区】

- ▶ 第1投票区：太平ビル1階→南予文化会館 産業振興センター
- ▶ 第7投票区：環太平洋大学短期大学部 学生食堂→八幡幼稚園

【吉田地区】

- ▶ 第40投票区：立間公民館→たちばな保育園

※全体の投票所については、広報うわじま11月号でお知らせします。

【問合先】選挙管理委員会 ☎49-7038